

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 概要

1 改正の理由

本年 10 月 1 日に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号）による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）を踏まえ、今後は通信契約と紐づかずに販売される端末が増加することが想定される。

このように通信料金と端末代金の完全分離が図られる中で、SIM ロックにより利用者の自由なサービス選択が阻害される可能性があることから、SIM ロック解除の状況について把握するため、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）を改正する。

2 改正の概要

改正事項及びその概要は以下のとおり。

○ SIMロック解除状況報告の改正

【改正を行う条項】

報告規則第 10 条及び様式第 30

【改正の内容】

SIM ロック解除の状況について、端末販売に際して行われるものと、端末販売後に行われるものに分計した項目を追加するほか、所用の規定の整備を行う。

○ その他

報告規則第 4 条の 8 について、報告規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 43 号）に関する所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この省令の公布の日から施行し、この省令による改正後の報告規則の規定は、報告期限が令和 2 年 1 月 1 日以降である報告から適用する。